

アウグスティヌスにおける予定と恩寵

—De diversis quaestionibus

ad Simplicianum を中心として—

小池三郎

アウグスティヌスにとって、悪の根本的原因は、自由意志のうちのみ存在している。したがって、人間の救いが神の恩寵によるとしても、そのことによって自由意志の存在が否定されるのではない。人間の自由意志に関するペラギウスのな解釈の誤謬は、自由意志を肯定することが恩寵を否定することにほかならない⁽¹⁾と考えるところにある。最初かれが人間の自由意志に対する神の恩寵の働きそのものを充分考慮しなかったとしても、それは、悪が神と同じく永遠に実在する本性であると云うマニ教の思想に対して自由意志の意味を強調しなければならなかったからである。その場合の自由意志も、人間の意志を自由にし罪から解放する恩寵の働きが前提となることを否定するものではない⁽³⁾。したがって、アウグスティヌスがペラギアニスムスに対する論争の過程を経て、それ以前の著作、特に論争の相手側からしばしばかれらの論拠として逆用された *De libero arbitrio* についてさらに検討を加えられるときも、この自由意志を否定することが必要なのではなく、ただ自由意志が恩寵によって解放されていなければならないという条件を明確にすることだけが重要であると考えられる⁽⁴⁾。この場合も、アウグスティヌスにとって、自由意志は、罪に関するかぎり唯一の原因として考えられ、他の如何なるものからも独立した、それ自体で明きらかな存在でなければならないことに相違なかった。

アウグスティヌスの思想は、その他の問題においても同様であるが、殆ど常に聴衆または読者との密接な関係において表明されて来る。恩寵の重要性は、ペラギウスによるその否定を契機として、さらにアウグスティヌスの考えを受け入れようとしながら救いの業において未だ何か人間の役割を可能なかぎり残そうとする人々に対するとき、最も明白な表現をとることになる。この点から云えば、か

れの晩年の、アフリカや南仏の修道士に対して試みられた恩寵と予定の説明において、この問題が最も尖鋭化されて示されていると云える。⁽⁵⁾ところで、このかれの最後の著作の一つである、*De dono perseverantiae* の中で、特に *De diversis quaestionibus ad Simplicianum* ⁽⁶⁾ を取り上げて、それがペラギウスの出現よりずっと以前、かれの司教就任後始めて書かれたものでありながら、そこで述べられている恩寵と自由の問題の解決がすでに十分な正当性を有することを再確認している⁽⁷⁾。

このアウグスティヌスの言葉に基づいて、*De diversis quaestionibus ad Simplicianum* で述べられている、神の恩寵と予定の問題を理解するとともに、かれの言明がどこまで妥当するかを見たいと思う。

I

この書簡一著作は、ミラノのシンプリキアヌスから提出された聖書の若干の問題の箇所解釈から成る。二巻のうち第一巻は、パウロのロマ書の第七章第七節から第二五節までと、第九章第十節から第二九節までの二つの箇所の問題から成っており、特に第二問題が、恩寵と予定との関係において重要である。⁽⁸⁾ロマ書Ⅸ、10～29は、イザクとレベッカから生れた双生児エサウとヤコブの二人に関する神の予定と恩寵の問題にかかわる。ここでアウグスティヌスが問題として取り上げるのは、出生において人間の側から全く同じ条件に立ちながら将来の生涯が神の選びによって異なることになったと云われていることであり、それは、この相違に如何なる理由がありうるか、すなわち、神の恩寵による選びのあり方を問うことである。

アウグスティヌスは、パウロがこのエサウとヤコブの例を創世記の中から取り上げるのも、ロマ書全体の精神から見て、如何なる人も自らの善き業を誇ってはならないということを示すためであり、それゆえまさに人間の自由意志に対する神の恩寵の意味が問題となっていると解する (n. 2)。善き業を為すのは、自分自身の能力によってできるのではなく、信仰によって与えられる神の恩寵である。善き業は、信仰なしに神から与えられることがない。確かに善き業は、信仰を有するということから直ちに実現されるのではなく、信仰自体、洗礼志願者の状態

に見られるごとく不完全でありうる。それは、経験的な事柄において受胎が直ちに誕生を意味しないのと似ている (n. 2)。ただ、人が信仰するとき、それによって善き行為を為しうる恩寵が与えられるのである。創世記で、「兄は弟に仕えるだろう」とレベッカに告げられるが、パウロの云うように二人は未だ生れていないのであるから、かかる決定は、夫々の業に基づいたものではなく、その理由は、神が一方を召し出すことにある (Rom. IX, 11~12)。業によって選ばれるのでないということは、また、夫々が将来為すであろう業を神が予知しているからという理由をも排除している (n. 3)。生れる前に選び分けられた二人において、業がその将来のものとして予知されるものまで含めて選びの理由になりえないのであれば、業に先立つ信仰についても、夫々の将来における信仰も選びの理由になるとは考えられないことになる (n. 5, ⁽⁹⁾ 6) ところで、如何なる者も、他の者と相違がなければ、選ばれることがない。したがって、或る者が選ばれるのは、その者が既に義とされているからである。しかも、「神は世界の創造の前からわれわれを選んだ」(Ephes., I, 4) と云われるかぎり、そのことは神の何らかの予知に基づいていなければならない。⁽¹¹⁾しかし二人のうちヤコブが選ばれるのは、業によるのではなく召す者によるとパウロの云うこと (Rom. IX, 12) から、それは信仰の功德の予知でさえなく、神自身の与えるたまものに基づくと考えねばならない。⁽¹²⁾

ヤコブが選ばれたのは、ヤコブが自らエサウと異っているからではない。「キリストは不敬虔な者のために死んだ」(Rom., V, 6) と云われているごとく、神は不敬虔な者を敬虔な者にするのであって、まず神が選びによって憐む者を信仰⁽¹³⁾に至らせる。それゆえに、敬虔な者に対しても、「誰があなたを区別するのか、あなたの持っているものであなたが貰わなかったものがあるのか」(I Cor., IV, 7) と云われている。⁽¹⁴⁾

II

しかし、神の憐みを受けたヤコブに対して、神から憐みをかけられなかったエサウの場合に、以上のことから非常に困難な問題に直面させられる (n. 9)。たしかに、「わたしはエサウを憎んだ」(Rom., IX, 13; Mal. I, 3) という神は、

人間としてのエサウではなく、エサウの罪を憎むことを意味する (n. 18)。しかし神の意志に反しうる者は誰もいない (Rom., IX, 18) のであり、またこの言葉はエサウが悪を為す前に云われている。また、「もしエサウが意志し、走っていた (Rom., IX, 16) ならば、その意志することも走ることも与える神の助けを得ていたであろう」⁽¹⁵⁾ (n. 10)。したがって、エサウが選ばれないのは、決して神に不義はない (Rom., IX, 14) が、何故に神がエサウに罪を避ける恩寵を与えないのか、という問題に帰着する。ところで、われわれが神の義について考えるとき、それは、神の義が何らかの仕方でのその痕跡として人間に伝えられているからである。⁽¹⁶⁾人間相互のうちに義の観念に基づく規制が存在するものこのことによるのであり、神の義はかかる人間の義の観念を否定し去るものではない。したがって、神が或る人々だけを憐むのも、人間の側からの何らかの債務を返済するかのときものではありえない。さもなければ、それはもはや憐みではない。神が他の人々を憐まないときも、それは、神の憐みが如何なる意味においても人間に対する債務ではないからである (n.16)。またパウロの云うように (Rom., IX, 18), 神が自ら意志するままにその者をかたくなにするという事柄も、神が悪を為さしめるのでないから、人間の債務として当然の、かかる意志の状態に放置されることを意味するにすぎない。人間の神に対するこの債務の状態は、「アダムにおいてすべてが死ぬ」(I Cor. XV, 22) と云われているように、罪の根元が全人類のうちに入って来て、人類全体がいわば一つの罪の塊りとなってしまう、その神の義による罰なのである。したがって、「その罰が【債務として】要求されようとも、【恩寵として】赦されようとも、そこには如何なる不義もない」(n. 16)。エサウの問題を、アダムの後裔としてすべて罪人である人類の問題に敷衍することによって、アウグスティヌスは、エサウに対する神の義をも納得せしめようとしている。ただ、何故に或る人々に対して神が与える憐みを他の人々に与えないのかという神自身の裁断のみ、われわれの契約におけるごとき義を超えて、全くわれわれに理解できない問題として残されるのであり、それがパウロの云う神の究めがたい正義 (Rom. XI, 33) ⁽¹⁷⁾なのである (n.22)。

III

救われる者と亡びる者との区別は、究極において「神の選びの計画」に帰着せしめられるが、アウグスティヌスが先に到達した恩寵と自由意志との関係についての原則は何ら否定されていない。すなわち、罪の唯一の原因としての自由意志と、善の究極の原因としての神の善性についてのかれの見解はそのまま保持される。神がエサウを憎むのも、人間としてではなく、エサウの罪を憎むことにほかならないからであって、神は自ら創造したものを憎むことは決してなく（Sap. XI, 25）、神の創造物はすべて善である（I Tim., IV, 4）。他方、ヤコブもあらゆる罪から免かれるのではなく、かれのうちで神の愛する善とは、神自身に由来する神のたまものにほかならない（n. 18⁽¹⁸⁾）。ところで、不敬虔な者の亡びも無意味なのではない。それも、神が亡びる者の罰を、選ばれた者の悔い改めに有益なものとするからである。それは、神の憐む者に、神の憐まない者が当然受けなければならない罰の重大さを知らしめると同時に、それによって、与えられる神の憐みの恩寵の偉大さを教えることである。ただし、神の憐まない者にとって有益なのではない。

ここでは、アウグスティヌスの理解する人類の原罪は、もはや、アダムの罪によって全人類の置かれた罰の状態に留まりえない。罪は自由意志によって犯されるが、その自由意志は単に個人に留まりえず、常に原罪に関連せしめられる。神の選びの予定が、個人の自由意志を通さずに実現されることがありうるとすれば、原罪には、さらに重大な意味をもたらすことになるであろう。

IV

ロマ書第九章のこの比較的短い註解に示されるアウグスティヌスの問題の理解は、たしかに、後年かれ自身によってさらに詳細に論じられて来る。しかしそれは、おもに聖書からの豊富な引用とその他の事例による補充であって、かれの理論の展開の萌芽はすべてこの註解のうちに内包されているとも考えられる。ここでも強く肯定されている人間の自由意志の特質は、晩年の著述においても同じく、またさらに強く主張されている。また神の与える恩寵とその神の裁断についても、

かれの解釈の基礎は、すでにここで形成されていると考えざるをえない。それは、神の謬ることのない恩寵の働きと、それに対応する人間の善における神への依存と悪における自己のみの責任という考え方⁽²¹⁾である。そこで神の義を否定しないために、善に向うときの人間の自由意志の無力にはアダムにおいてすべて死んだ人類 (I Cor., XV, 22) *massa perditionis* という理解があり、神から選ばれない人々の亡びには、その人類の罪が各人の罰に相応しいという前提がなければなら⁽²²⁾ない。罰は同時に各人の罪として *massa peccati* 理解されることによって、神の選ばれない人に対する義が承認される。

さきに、神の選びの恩寵の絶対性を示すものとして、エサウとヤコブの生れる前からの選びが挙げられた。アダムによる各個人の罪ということが明きらかに顯われるために、個人の自由意志による罪と区別されうる人間の状態を考えることが重要な意味をもつ。実際、アウグスティヌスは、この原罪のあらゆる個人における罪の現実を示すものとして、幼児洗礼の必要なことが教会において承認されていることを挙げる。未だ判断力を有しない幼児にあって個人の自由意志による罪はありえないからである。しかし、かれが原罪の証拠としての幼児洗礼の慣習と洗礼を受けずに死ぬ幼児の運命について触れるのは、このロマ書註解において⁽²³⁾ではなく、ずっと後年のことである。

アウグスティヌス自身は、自分の受洗 (387) 後も、初めは、教会で慣習とな⁽²⁴⁾っている幼児洗礼について、その意義を問いながら未だ理解しえていない。De libero arbitrio 第三巻で、幼児が洗礼を受けて、そのことを知る前に死んだとしても、それが有益なのは洗礼を授ける他人の信働が役立つからであるという理由を⁽²⁵⁾挙げる。「告白」で語られるかれ自身は、敬虔なキリスト教徒の母から生れ育てられながら三十二歳を過ぎて受洗している。罪を避けるために洗礼を早くから⁽²⁶⁾受けることが望ましかったにしても、幼児洗礼が必要であるとは述べていない。ところで、「告白」の少し後に、ドナティストに対して書かれた「洗礼論」(400)では、かれの考えは幼児洗礼に対してもかなりはっきりした理解が示される⁽²⁷⁾。洗礼の秘蹟と回心とは一応離して考えられ、善き盜賊は洗礼の秘蹟を受けず救われた (Luc., XXXIII, 43) が、幼児はまず身体に秘蹟が授けられる。両者について夫々足りないものには、神がこれを補う。ここでは幼児洗礼がはっきりと救い

に結びつけられている。しかもこの慣習は教会が使徒の權威として引き継いだもの⁽²⁸⁾と考えられる。さらに、司教ボニファチウスに宛た書簡(XCVIII)で、幼児洗礼について、相手の要求に答えて、単に慣習として認めるだけでなく、その意義を積極的に考えようとしている。先に分けられた洗礼の秘蹟と回心は、外的な秘蹟と内的な秘蹟として考えられ、外的には他人を通して授けられねばならないが、たとえその他人が無知であり罪人であっても、内的に働くのは聖霊である(n.2)とされる。幼児洗礼においても、洗礼は特定の人が授けるのではなく、母なる教会全体が全体として行なうものと解されねばならない(n.5)。秘蹟と秘蹟が指し示すもの *res* との関係は、秘蹟それ自体秘蹟の指し示すもの名によって呼ばれるほど緊密であって、キリストの死と復活がその秘蹟によって毎日行なわれると云われ、またキリストの体の秘蹟がキリストの体と云われるように、洗礼も信仰と呼ばれる(n.9)。かくして、洗礼を受けた幼児は、そのまま死んでも、生れるとき負わされている罪(n.1)の断罪から免れているのである(n.10)⁽³⁰⁾。

幼児洗礼の重要性を考えると、このように殆ど必然的に原罪の結果の重大さと結びつけられて来る。人間の能力だけを重視するペラギウス派の人々に対して、アウグスティヌスがまず反証として揚げるのは、原罪とその洗礼による赦しである。ところでこの幼児洗礼とその解釈に基づく幼児の運命を、神の予定のかかる具体的な事実として捉え、あらゆる恩寵のうえに重ねて深刻化させるかぎり、決定論的傾向から脱することは困難であり、またこのことが、アウグスティヌスの予定論を特徴づける重大な要因の一つになっていると考えられる。

註

- (1) *Retractationes* I, IX, 3
- (2) *ibid.* 2 *Bibliothèque Augustinienne* 12, p.312
- (3) *ibid.* : *Aliud est enim quaerere, unde sit malum ; et aliud est quaerere, unde redeatur ad pristinum, vel ad maius perveniatur bonum.*
- (4) *ibid.* 4 : *Voluntas ergo ipsa nisi Dei gratia liberatur a servitute, qua facta est serva peccati, BA12, p.318 De div. quaest. ad Simpl., I, q. II, 21 : Liberrum voluntatis arbitrium plurimum valet ; imo vero est quidem, sed venum-*

datis sub peccato (Rom., VII,14) quid valet? BA 10, p.504

- (5) Prosper 及び Hilarius の書簡に述べられている、Massilia と Gallia の一部でアウグスティヌスに反対する人々の立場は、程度において非常に異なるが— cf J. Chéné : Le Sémipélagianisme du midi de la Gaule, d'après les lettres de Prosper d' Aquitaine et d'Hilaire à s. Augustin, in Recherches de Sc. Rel.t.43, n, 3 p. 321—p. 341, アウグスティヌスは、一気に二つの特徴を挙げる。すなわちかれらは、「キリストの教会一致して、人祖の罪の責任を負って生れ第二の人(キリスト)の義によらなければその悪から誰も解放されないということ信じ」、「人間の意志は神の恩寵に先行されると宣言する」点でペラギウス派の謬りから区別される(De praed. ss I, 2)が、incrementum fidei は神によるとしても、信仰の始め fides ipsa, initium fidei はわれわれに属すると考えている点で Pelagius の考えから分けられない(II, 3) BA24, p.466～p. 468。また、信仰のうちに留まること perseverantia について或る期間留まるということではなく usque in finem ということが、個々の場合の恩寵とは別に与えられる恩寵とは考えないのがかれらの立場である(De dono persev. I, 1 ; VI, 10, BA24, p.600 ; p.618)。
- (6) 396年Les Révisions (G. Bardy), note compl. 38, BA 12, p.576
- (7) Retract. II, I ; De praed. ssIV, 8 ; さらに De dono persev. XX, 52 ; XXI, 55 : initium fidei と usque in finem perseverantia が同じ言葉ではなくとも充分述べられている。 BA 24, p.734—p.736
- (8) 第一問題はロマ書第七章第七節～第二五節。Rom. VII, 14の註釈に関して、Exposit. quar. prop., と同じく、パウロの carnalis sum という言葉は、sub lege を指し、sub gratia の状態には当て嵌まらないと考えているが、sub gratia の状態でも罪への傾向が残っているという認識が強く示されるのは、Pelagiani に対するときからである。Retract. I, XXIII, 1 BA12, p.410～412
- (9) De praed. ss では、ipsam quoque fidem opus Dei……esse. VII, 12, BA24, p.500
- (10) Retract. I, XXIII, 2 : 神は予知において、業ではなく信仰を選ぶと考えていたが(Exposit. quar. prop.……60, ML 35, 2079), そのとき、「未だ恩寵の

選びが如何なるものか深く研究しなかったし分からなかった。

- (11) De div. quaest. ad Simpl. n. 6, BA 10, p.456
- (12) “Ut secundum electionem propositum Dei maneret” (Rom., IX, 11) と云われているが, Non…… secundum electionem propositum manet, sed ex proposito electio. したがって選ばれるのは, non electione meritorum, quae post justificationem gratiae proveniunt, sed liberalitate donorum Dei [Paulus] voluit intelligi,……(n.6) BA10, p.456—p.458
- これはすでにかれの晩年の考えと殆ど変わらない。Haec est praedestinatio sanctorum, nihil aliud : praesentia scilicet, et praeparatio beneficiorum Dei, quibus certissime liberantur, quicumque liberantur. De dono persev. XIV, 35, BA24, p.680
- (13) ……cui miserit erit Deus ut eum vocet, miserebitur ejus ut credet, (n.9) BA 10, p.462
- (14) このパウロの言葉の重要性は、むしろ、Retractationes, 特に De praedest. ss IV, 8 で指摘されている。
- (15) BA10, p.466
- (16) ……in ipsis rebus humanis terrenisque contractibus ……in quibus nisi supernae justitiae quaedam impressa vestigia teneremus, nunquam in ipsum cubile ac penetrare sanctissimum ……nostrae infirmitatis suspiceret atque in hiaret intentio. (n.16) BA10, p.478—p.480
- (17) また (n.16) : Eorum non miseretur, quibus misericordiam non esse praebendam, aequitate occultissima et ab humanis sensibus remotissima judicat. BA10, p.482
- (18) (n.18) : Quod ergo Jacob dilexit [Deus], numquid peccator non erat? sed dilexit in eo non culpam quam debebat, sed gratiam quam donabat. BA10, p.488 cf 註 (10)
- (19) (n.18) : Quid enim prodest vasis perfectis in perditionem, quod ea patienter Deus sustinet, ut ordinate disperdat, utaturque illis ad instrumentum salutis aliorum, quorum miseretur? BA10, p.490;cf De correptione et gratia, XIII,

40 と De dono persev. VIII, 19.

アダムに与えられた恩寵 *adiutorium sine quo non* よりさらに偉大なキリストによる恩寵 *adiutorium quo* は与えられる者の範囲がむしろ前者より限定されて考えられる。すなわち救われぬ者は、確かに *adiutorium quo* を与えられていなかったのである。De corrept. et gr. XII, 34~36

(20) 例えば De gratia et libero arbitrio II, 4

(21) アウグスティヌスとペラギウスにおいては、まず両者の自由の観念が異っているのであって、アウグスティヌスにとっての最高の自由は、必ず自由意志の選択を通して実現されなければならないと同時に *non posse peccare* の状態にあることである。cf. É. Gilson : Introduction à l'étude de saint Augustin, 1949, p.204~p.216

(22) De divers. quaest. ad Simpl. では Rom., V. 12でなく、死を示す I Cor. XV, 22から導びかれる。

(23) 幼児洗礼の重要性はアウグスティヌス以前に認められていたとしても、かれ自身によって、しかもペラギアニスム論争（411年以降）を通してはじめて、その必要性を示す神学的基礎を与えられたのであり、同時に原罪を赦すものとして逆に原罪の普遍性を強調することになる。以下 J.-C. Didier : Saint Augustin et le baptême des enfants, in Revue des études aug., 1956, p.109~p.129 の指摘するところに従う。

(24) 388年 De quantitate animae XXXVI, 80

(25) 388年~395年 De lib. arb. III, XXIII, 67, BA6, p. 450

(26) Confessiones I, XI, 17--18, BA13, p.304—p.306 397年

(27) c. 400年. De baptismo contra Donatistas IV, XXII, 29~XXIV, 31

(28) De corrept. et gratia IX, 20 BA 24, p.312

さらに、Luc. XXIII, 43の盗賊が救われるのに、かれが洗礼を受けていなかったと断言することは、アウグスティヌスにとって困難となる。Retr., II, XVIII, BA12, p.482

(29) Epist. XCVIII, 7 ……dicitis : ' ……ut non mihi de consuetudine praescribas, sed rationem reddas'. (SEL32, 2, p.529)

30) その後、洗礼によらなければ誰も救われない（例えば *De peccatorum merit. et remis.*, I, XXIII, 33 (SEL60, 1, p.33))にもかかわらず、他方で、洗礼を受けずに死ぬ幼児の罰を緩和せねばならず、洗礼によって原罪のみならず意志による個人の罪も赦されるのであるから、*Potest ……recte dici parvulos sine baptismo de corpore exeuntes in damnatione omnium mitissima futuros* (*De peccat. remis.* I, XVI, 21)。この考えは後年まで続く。cf *Enchiridion* XXIII, 93 (c. 422年) さらに *De dono persev.* XII, 30。